

中央図書館制度に関する研究
—アジア・太平洋戦争期における公共図書館の統制と振興—
A Study of Central Library System: Control and
Encouragement of Public Libraries During Asia-Pacific War

学籍番号：201621609

氏名：齊藤 涼

Suzumi SAITO

中央図書館制度は、1933（昭和8）年に改正された図書館令で導入された制度で、その内容は、道府県内における公立図書館のひとつが中央図書館に指定され、中央図書館は管内公共図書館への指導・連絡統制を行うというものだった。この制度は、1950（昭和25）年まで継続した。従来の研究では、中央図書館制度の成立によって大規模図書館への権力の集中と上意下達方式の体制が構築され、公共図書館に対する思想統制が合理化されたとの論調が一般的となっている。しかし、中央図書館制度では公共図書館の新設や小規模な公共図書館の充実なども企図されていたにもかかわらず、従来の研究では、中央図書館制度が持つ公共図書館の振興という側面は十分に検討されてこなかった。

本研究では、中央図書館制度が持つ統制的性格のみならず、公共図書館の振興という狙いにも注目し、この制度が持つ歴史的意義を考察することを目的として、文献調査を行った。『図書館雑誌』や『図書館研究』、『中央図書館長協会誌』といった業界誌のほか、『中央図書館ニ関スル調査』や『中央図書館執務参考資料』といった統計・参考資料、「長田富作関係資料」（大阪府立中之島図書館所蔵）や「中田邦造関係資料」（石川県立図書館所蔵）などの一次史料を対象として調査を行った。

調査の結果、中央図書館制度に基づいて実施された公共図書館の統制と振興の内容は、時局の変化をふまえて徐々に変化していることが明らかとなった。統制的側面としては、制度成立過程において志向された社会主義思想などの取り締まりに加え、日中開戦後には戦争遂行に貢献するような国民精神の涵養や時局認識の徹底などを目的とした読書指導が展開されたことがわかった。一方の公共図書館の振興を図る側面としては、国民全体に均質的な情報を伝達するという国家の要請に即応し、都市部だけではなく、農山漁村までをも射程に収めた公共図書館あるいは文書教育施設の普及・充実が図られたことが明らかになった。以上のことから、中央図書館制度の歴史的意義は、総力戦体制下において、国民の情報環境の強制的均質化を図る基盤となったことにあると結論付けた。

研究指導教員：呑海 沙織

副研究指導教員：吉田 右子